第22期 第29回青森県東部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和5年12月14日(木)午後3時30分

2 場所青森市新町1丁目11-22アラスカ会館 2階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職	名	氏		名	
委 員	会 長		松	本	光	明
	委 員		二本	※栁 勝		É
	IJ		東	田	義	廣
	IJ		富	田	由	廣
	IJ		田	髙	利	美
	II.		竹	林	雅	史
	IJ		荒	谷	正	壽
	11		南	谷	雅	人
	11		尾	崎	幸	弘
	IJ		中	居	裕	
	欠席委員		松	下	誠匹	郎
	II.		木	村	慶	造
	II.		坂	尚	正	彦
	IJ		宮	野	昭	_
	II .		堤		静	子
事 務 局	事務局長		長	根	幸	人
	主任専門員		八	島	美索	泽子
	非常勤事務員		鳴	海	留身	美子
県 側	水産振興課	副参事	三	橋	潤-	!郎
		技 師	澤	田	篤	
	三八地方水産事務所	所 長	田	村	直	明
	下北地方水産事務所	水産普及課長	竹	谷	裕	平

4 提出議案

議案第1号:漁業の許可の制限措置の内容等について(諮問)

議案第2号:東部海区管内におけるまぐろ等はえなわ漁業の操業の指示について

5 審議結果

第1号議案:原案どおり答申することに決定された。

第2号議案:原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

6 議事の経過

会 長

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、第22期第29回青森県東部海区 漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

第22期第29回委員会の御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案2件、報告事項1件の審議が予定されています。委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える10名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

それでは、尾崎委員と南谷委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいた します。

それでは、早速議題に入ります。

議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について(諮問)」を議題に付します。 事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第1号、資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について(諮問)。

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは漁業法に基づく規程により今回諮問があったもので詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので事務局からは以上です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、三橋副参事。

水産振興課 三橋副参事

それでは、議案第1号につきまして、県から補足説明させていただきます。

資料の方、1枚おめくりいただいて、2ページ目を御覧ください。

いつものように漁業種類、漁業を営む者の資格・許可又は起業の認可をすべき船舶等の数について、御説明させていただきます。

2ページ目は、ほっきがい雑けた網漁業でございます。

東共第3号ということで、八戸市南浜漁協の組合員行使権者でございます。

許可すべき数は7隻というものでございます。

続いて、3ページ目を御覧ください。

小型いか釣り漁業(するめいか)でございます。

漁業を営む者の資格は、県内に住所を有して知事登録の漁船の使用者ということになっております。

許可又は起業の認可をすべき船舶は1隻ということで、これは、追加1隻というものでございます。

県からの補足説明は以上でございます。御審議の方、よろしくお願いいたします。

会 長

県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありました らお願いいたします。

ありませんですか。

委員

(「ありません」の声あり。)

会 長

御質問、御意見もないようですので、諮問どおり決定したいと思いますが、御異議 ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

それでは、議案第1号については、諮問どおりと決定し、県知事に答申することに いたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に議案第2号「東部海区管内におけるまぐろ等はえなわ漁業の操業の指示について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第2号 資料1を御覧ください。

当該漁業に係る委員会指示につきましては、平成26年から継続して発動されているものであり、昨年に引き続き、県農林水産部長から会長あてに発動依頼があったものです。

操業制限の概要は、昨年と同様となっておりますので省略いたしまして、本文のみ 読み上げます。件名及び本文のみ読み上げます。

青森県東部海区におけるまぐろ、ぶり又はさめの採捕を目的とするはえ縄漁業の操業に係る委員会指示の発動について(依頼)。

このことについて、多種漁業が輻輳する本県東部海区における当該漁業の操業による紛争の未然防止と漁業調整の円滑な運用を図ることを目的として、昨年同様、下記のとおり漁業法第120条第1項の規定に基づく委員会指示を発動してくださるようお願いします。

続きまして、裏面の2ページ目には、制限区域が図示されております。区域、期間、 内容共に昨年と同様となっております。

県からの依頼の内容は以上となります。

次に議案第2号の資料2を御覧ください。

公示する委員会指示案となります。前段のみ読み上げます。

青森県東部海区漁業調整委員会指示第10号、青森県東部海区管内におけるまぐろ等はえなわ漁業の操業について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和5年12月○日、青森県東部海区漁業調整委員会 会長 松本光明。

以降の内容は、昨年までと同様となっております。

以上、県報登載時に若干の字句修正があった場合は、事務局一任ということで御承認をお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。 御審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、三橋副参事。

水産振興課 三橋副参事

議案第2号につきましては、県からの補足説明はございません。 御審議の方、よろしくお願いいたします。

会 長

県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありました らお願いいたします。

ありませんですか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

それでは、議案第2号については、原案どおり委員会指示を発動することに決定します。

なお、委員会指示発動にあたって、若干の字句修正がある場合は、事務局一任とい たします。

これで議案を終了し、報告事項に入ります。

報告事項①の「知事管理漁獲可能量の変更について(報告)(青森県くろまぐろ(小型魚)漁業及び青森県くろまぐろ(大型魚)漁業)」県から報告願います。

澤田技師。

水產振興課 澤田技師

それでは、報告事項である、特定資源であるくろまぐろに係る知事管理漁獲可能量の変更について御報告させていただきます。

お配りしております報告資料を御覧ください。

令和5年11月29日付けで、県は、漁業法第16条第5項において準用する同条 第4項の規定に基づき知事管理漁獲可能量の変更を公表しました。

変更内容の概要については、30キログラム未満の小型魚が、369.2トンから 8.0トン減って、361.2トン。30キログラム以上の大型魚が、557.3トンから 8.0トン増えて、565.3トンとなっております。

これは、本県の小型魚の知事管理漁獲可能量と徳島県の大型魚の知事管理漁獲可能量とを交換したことによるものです。

なお、これらの変更については、法第16条第5項で準用する同条第2項の規定に 基づき、貴委員会の意見を聴く必要がありますが、事務手続きの迅速化のため、協定 に基づく管理委員会と関係漁業者の合意に基づく場合のみ、貴委員会に事前諮問せず に手続きし、手続き後に報告する旨、令和5年1月6日付け、青水振第1343号で 貴委員会に諮問し、適当である旨の答申を受けていることを申し添えます。

県からの補足説明は以上です。

会 長

県からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたらお願いします。

ありませんですか。

御質問もないようですので、それでは、本日予定していた議事を全て終了し、これをもちまして、第22期第29回青森県東部海区漁業調整委員会を閉会します。

終了 午後3時42分